

12月3～9日は「障がい者週間」 みんなの「気付き」や「思いやり」が 「共生社会」を育てます



ふれあい文化祭点字体験コーナー▶

▼宇都宮まちなかオープンカフェ社会実験



社会には、さまざまな人がいて、それぞれがいろいろな不便さや困ったことを抱えて暮らしています。しかし、自分以外の不便さには気付きにくいものです。お互いがどんなことで困っているのか伝え合い、気付くこと、そして困ったときにはお互い助け合うことが必要です。

誰もが能力や適性を生かし、生き生きと暮らせる社会をつくるためにできることは何か、この機会に考えてみましょう。

障害者差別解消法

4月1日から、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、国・県・市などの行政機関や、会社や店舗などの民間事業者が、「障がい」を理由とする差別をなくすための取り組みを定めるものです。それを実施することで、障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

法律の中では、「障がい者に対する差別」を、「障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」と定めています。具体的には、障がいがあることを理由にサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が差別的取り扱いに当たります。例えば、車いすの利用を理由にお店の入店を拒否したり、障がいがあることを理由にアパートの契約を断ることなどが挙げられます。また、合理的配慮の例とし

ては、車椅子を利用する従業員のために、車椅子に合った机を用意することや、知的障がいのある人が理解しやすいように、資料の漢字にルビをふることやイラストを入れる工夫をすることなどが挙げられます。

今後、行政機関や事業者に対し、このような取り組みが求められるとともに、私たち一人ひとりも、それぞれの立場で自発的に取り組むことが必要です。

ヘルプカードを ご存じですか



市では、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困った際に、周囲の人が障がいの特性を理解し、適切に支援できるように、ヘルプカードを配布しています。これは、利用する本人や家族の判断により、支援を受ける際に必要な情報を記載するものです。

障がいのある人の中には、「自分から「困っています」を伝えることが苦手な人も

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、地域コミュニケーションセンター、市民活動センター

◎イベント開催における危機対策の手引きを作成 市では、イベントの安全を確保するため、想定される危機について具体的な対策を示した「イベント開催における危機対策の手引き」を作成しました。計画・準備段階におけるイベント会場や周辺の事前確認、警備体制、緊急連絡体制の他、イベント当日の巡回警備や注意喚起、危機発生時の対策の具体的な対策例を示しています。皆さんがイベントを行う際の参考として活用ください。手引きは、市HPからも取り出せます。☎危機管理課☎(632)2052

障害者差別解消法の 啓発動画を作成

市では、障がい者への合理的配慮の提供についてPRする周知・啓発動画を、宇都宮メディアアーツ専門学校の協力のもと、実際に障がいのある市民の人たちも出演し、「盲導犬の受け入れ編」、「聴覚障がい・コミュニケーション編」、「車椅子・席の配慮編」、「難病等・ヘルプカード編」、「知的障がい・待合室での配慮編」、「精神障がい・ヘルプカード編」の6種類を作成しました。

動画は、市HPの「宇都宮愉快動画館」から閲覧できる他、市内大通りバス停留所(4カ所)・オリオンスクエアなどで放映しています。

市HPの「宇都宮愉快動画館」(右の図)をクリックすると、ここで紹介した動画をはじめ、さまざまな動画がご覧になれます。



▲周知・啓発動画(聴覚障がい・コミュニケーション編)

共に暮らしやすい社会を目指して



聴覚に障がいのある
稲川直樹さん、川俣都美さん

動画の出演依頼を受けたときは、驚きと恥ずかしさという気持ちがありました。実際に出演できたことはうれしかったです。耳が聞こえない＝手話や筆談でのコミュニケーションと思われがちですが、簡単な身振りでも伝わることはあります。今回の動画では、そういったことも伝えられるよう工夫しました。障がいのある私たちが出演することで、障がい者を身近に感じてほしい、偏見や心のバリアがなくなってほしいと思います。さらに、動画内にあるように、ちょっとした合理的配慮により、障がいのある人も暮らしやすくなるということが伝わればいいと思います。

また、私たちも、自身の障がいや、どういった配慮が必要なのかをどのように周りに伝えていくかを考えていかななくてはなりません。

障がいのある人もない人も、共に暮らしやすい社会を目指していきたいです。

交流することで障がいについて 相互理解を深めよう

■図書館で手話付き読み聞かせ

- ▽日時 ①12月4日(日)午後2時30分～3時②12月4日(日)午後3時～3時30分③12月11日(日)午後2時30分～3時。
- ▽会場 南図書館(雀宮町)。
- ▽対象 ①③3歳以上②小学生。
- ▽定員 各先着30人程度。

■わく・わくショップU特別販売会

- ▽日時 12月9日(金)午前10時～午後3時。
- ▽会場 市役所1階市民ホール。
- ▽内容 お弁当、パン、クッキーなどの販売。
- ▽その他 わく・わくショップUでは、平日午前10時～午後3時、市内の障がい者支援施設などで作られたさまざまな製品を販売しています。

■しゃぼん玉合唱団コンサート

- ▽日時 12月18日(日)午後3時～。
- ▽会場 市民プラザ(馬場通り4丁目・5階)。
- ▽内容 しゃぼん玉合唱団(視覚障がい者と晴眼者が共に活動する合唱団)によるコンサート。
- ▽定員 先着60人程度。

おり、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひしやすくするためのカードです。

▽配布対象 障がい者手帳所持者(身体障がい・知的障がい・精神障がい)、難病患者、障がい福祉サービスの受給者、その他ヘルプカードを必要とする人。

▽配布場所 障がい福祉課(市役所1階)、保健と福祉の相談(市役所1階)、保健予防課(竹林町・保健所内)、各區・区、市教育センター(天神1丁目)、子ども発達センター(鶴田町)、障がい者生活支援センター(中央1丁目・市総

合福祉センター内)、市社会福祉協議会(中央1丁目・市総合福祉センター内)。

■障がいのある人が困っていたら「どうしましたか」と声を掛けてください。相手に伝わっているか確認しながら、ゆっくり話してください。ヘルプカードの提示があったら、記載内容を確認して、緊急連絡先に連絡する、筆談で説明するなど、相手が求める支援を行ってください。

また、相手がヘルプカードを提示できない場合は、「ヘルプカードを持っていませんか」と確認することも必要です。

◎この特集についての問い合わせは、障がい福祉課☎(632)2353へ。